附則第十条第一項	法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第百八条第二項において例による場合を含む。）	昭和六十年改正法附則第三十条第一項	（法附則第二十条の三第一項及び第四項	並びに昭和六十年改正法附則第百四条第二項	附則第十条第一項第二号	附則第十条第二項	附則第十条第三項
なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共法」という。）附則第三十条第一項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八号。以下「平成二十四年一元化法一部改正法」という。）附則第三十条第一項	としてなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第一項及び第四項	、平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。以下同じ。）第四十六条第一項並びに平成二十七年政令第四百三十七条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一項	としてなお効力を有する改正前地共済法	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法	、なお効力を有する改正前地共済法	第四十四条第二項に

附則第十条第四項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法	附則第十条第五項	、法	（なお効力を有する改正前地共済法	附則第十条第五項第二号	法第百二条第一項	なお効力を有する改正前地共済法第百二条第一項	附則第十条第八項	、法	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付	、なお効力を有する改正前地共済法
附則第十一条第一項第二号	、法	としてなお効力を有する改正前地共済法	附則第十一条第一項	金額に従前額改定率を乗じて得た金額に	（法	附則第十一条第一項	法による年金である給付	金額に従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に	附則第十一条第二項	、法	昭和六十年改正法	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法
附則第十一条第二項	附則第十一条第三項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十三号）第十三条の規定による改正後の	附則第十一条第三項	（法	なお効力を有する改正前地共済法	附則第十一条第二項	昭和六十年改正法	なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法	附則第十一条第二項	、法	（法	なお効力を有する改正前地共済法
附則第十一条第四項	法第四十四条第二項	同法第二条	係る	附則第十一条第三項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条	係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用する	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条	なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項